

新規採用となられる方へ

入職時健康診断の受診について

医療法人社団 同樹会 事務長

- ①雇用開始となるまでに下記の項目について健康診断を実施し、実施結果を報告願います。
健康診断結果の報告先 総務課（健康診断担当者）。
- ② **3か月以内**に健康診断を受けた方は、この報告に代用することが可能です。
下記の雇用時健康診断項目の不足分のみ受診し、受診結果を提出してください。
- ③健康診断は各医療機関で実施できますが、結城病院人間ドック室でも受診できます。
その際は、予約が必要ですので、総務課にご相談ください。
電話番号 0296-33-4161 総務課 斑目、根本 全項目健診料は¥10,800 (税込) です。
当院で実施される方は入職後3ヶ月以内に受診してください。
- ④他病院・医院で受診される方は、**本用紙を受診される医療機関にお持ちください。**
- ⑤費用は当院負担です。療養費請求書に健診費用領収書原本を添付して総務課まで提出ください。

雇用時健康診断項目一覧表

	診断項目	
1	既往歴および薬歴の調査	
2	自覚症状および他覚症状の有無	
3	☐ 身長 ☐ 体重、BMI ☐ 腹囲 ☐ 視力 ☐ 聴力（オーディオ検査）	
4	胸部エックス線検査	
5	血圧の測定	
6	尿検査（糖、蛋白）	
7	貧血検査（血色素、赤血球数）	
8	肝機能検査（GOT、GPT、γ-GPT）	
9	血中脂質検査 LDLコレステロール HDLコレステロール 血清トリグリセライド	
10	血糖検査またはHbA1c	
11	心電図（安静時12誘導）	
12	ツベルクリン反応検査（結核検査）	
13	B型肝炎（HBs）抗体・抗原 検査	
14	C型肝炎（HCV）抗体・抗原 検査	

病院の担当者の方へ…「採用時健診」では検査項目の省略は認められておりませんので、年齢に関係なく全項目を実施してください。
労働安全衛生規則第43条で、雇用時に健康診断を行うことが義務付けられています。